

# 2018年度実施 明石市職員採用試験案内 【正規職員・任期付短時間勤務職員】

児童指導員

児童指導担当職員  
(生活指導担当、学習指導担当等)

＼ 関西の中核市で初 ／



児童相談所設置

(2019年4月)



2019年4月に、関西の中核市で初めて、児童相談所を設置します。  
明石市は、こどもの命を守り、健やかな育ちを支えるための取り組みを強化し、『すべてのこどもを地域みんなで本気で応援する』まちづくりを更に推進しているところです。

こどもの命と未来を守るため、あなたの“熱意”が必要です！

試験日	2019年1月26日(土)、27日(日)
試験会場	明石市役所 ほか
受付期間	2018年12月11日(火)～2019年1月7日(月) ※土・日・祝・年末年始は除く

## 1 募集内容

各職種の受験資格を満たしている場合は、複数の職種に申し込むことができます。

職 種	人数	主な職務内容	受 験 資 格
児童指導員 ( <u>正規職員</u> )	1名	一時保護所において保護している児童に対する自立促進や生活指導等の援助、学習指導の実施等	次のアからウの全てを満たす人 ア 1968年(昭和43年)4月2日以降に生まれた人 イ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第43条に規定する任用資格を有する人 ウ 次の経験を有する人、又はこれに準ずると認められる実務経験等を有する人 児童相談所、家庭児童相談室、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設等において、 <b>生活指導及び援助業務</b> の実務経験を3年以上有する人

※人事異動等により、採用された職種以外の職種(例:児童指導員から児童福祉司)や、他の福祉分野への配置となる場合があります。

職 種	人数	主な職務内容	受 験 資 格
児童指導担当職員 ( <u>任期付短時間勤務職員</u> )	4名程度	一時保護所において保護している児童に対する自立促進や生活指導等の援助、学習指導の実施等	次のアとイの両方満たす人 ア 1954年(昭和29年)4月2日以降に生まれた人 イ (夜間及び休日電話相談員担当、一時保護所生活指導担当、学習指導員担当) 看護師、保健師、保育士、幼稚園教諭、小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭、社会福祉士、臨床心理士、公認心理師、精神保健福祉士のいずれかの資格(免許)を有する人、 <u>もしくは</u> 、こどもに関する相談対応の実務経験を有する人

<任用期間(任期付短時間勤務職員)>

2019年4月1日から2024年3月31日まで(最長5年間)。ただし、1年毎の勤務成績によって任用を更新します。

また、任期最終年に再度試験を受験し、合格した場合、引き続き勤務することが可能です。なお、任期中に65歳に達する者には、65歳となる年度末までを任用期限とします。

## 2 試験内容・試験出題分野等

### ■ 児童指導員

科 目	内 容	試 験 日	時間
教 養	一般教養について、択一式により行います。 【出題分野】文章理解、語彙、計算、判断推理、数的推理、資料解釈等	2019年1月26日(土)	70分
論文又は作文	文章の構成力、表現力等について		60分
集団討論	与えられた課題について、複数名のグループを組み、受験者どうしで討論した上で、グループとしての意見集約を行います。	2019年1月26日(土) 又は1月27日(日)	
面接	個別面接を行います。		

## ■ 児童指導担当職員

科目	内容	試験日	時間
適性検査	言語、計算、読図、読解等	2019年1月26日(土)	約60分
面接	個別面接を行います。	2019年1月26日(土) 又は1月27日(日)	

※各試験科目のいずれかにおいて一定の基準に達しない人は、他の成績いかんにかかわらず、不合格となります。

※試験の合否結果については、2019年2月上旬頃に、合格者に対してのみ文書で通知します。  
また、合格者の受験番号を、明石市のホームページに掲載します。

## 3 採用

児童指導員	児童指導担当職員
<p>合格者は、採用前の健康診断を経て、勤務に支障がないと認められたときは、2019年4月1日に採用する予定です。採用後6月間は、地方公務員法第22条の規定に基づき条件付採用とし、その間職務を良好な成績で遂行した時に、正式採用とします。</p> <p>なお、合格者の辞退等に備え、合格基準を満たした者について、補欠合格とする場合があります。</p> <p>補欠合格の有効期限は、2019年3月31日までとします。</p>	<p>合格基準を満たした者を、採用候補者名簿(2020年3月31日まで)に成績上位順に登載し、上位の者から順次、採用します。</p> <p>採用予定者は、採用前の健康診断を経て、勤務に支障がないと認められたときは、2019年4月1日に採用する予定です。</p> <p>年度途中で欠員が生じた場合(職員の退職等)には、4月1日以降、採用候補者名簿の成績上位者から順次、健康診断を行い、勤務に支障がないと認められたときは、採用します。</p> <p>ただし、採用候補者名簿に登載されても、採用されない場合があります。</p>

### ※児童指導員と児童指導担当職員を同時に申込む場合

児童指導員と児童指導担当職員を同時に申込む場合は、児童指導員の試験内容で受験していただきます。この場合、児童指導員の試験内容で児童指導員としての合否判定に加えて、児童指導担当職員としての合否判定も行います。

なお、児童指導担当職員としての申込みの有無は、児童指導員としての採用の合否判定には一切関係しません。

## 4 給与

### ■ 児童指導員

初任給は、市の規定に基づき、実務経験や学歴、採用時の格付けなどに応じて決定します。

初任給の例 (地域手当含む)	大学卒・経験年数 5年で担当者の場合…約22万円(年収約370万円) 大学卒・経験年数10年で担当者の場合…約26万円(年収約440万円) 大学卒・経験年数15年で主任の場合…約32万円(年収約520万円)
-------------------	---

※初任給には、地域手当を含み、年収には、期末・勤勉手当を含みます。なお、上記の他、給与条例により扶養手当、通勤手当、住居手当、時間外・休日・夜間勤務手当等を支給します。

※上記金額については、2018年4月1日現在のものであり、給与改定や役職に応じて変更になる場合があります。

### ■ 児童指導担当職員

給料月額	年収(年2回の賞与を含む)
約16万5千円	約270万円

※給料月額には、地域手当を含み、年収には、期末・勤勉手当を含みます。

なお、上記のほか、通勤手当、時間外・休日・夜間勤務手当等を条例等に基づき支給します。

※上記金額については、2018年4月1日現在のものであり、給与改定を受けて変更になる場合があります。

## 5 勤務時間・休暇

	児童指導員	児童指導担当職員
勤務時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・週38時間45分勤務 (1日7時間45分×週5日)</li> <li>・8:55～17:40(配属先により異なります)</li> <li>※夜勤(週1～2回程度)を予定しています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・週31時間勤務 (1日7時間45分×週4日)</li> <li>・8:55～17:40(配属先により異なります)</li> <li>※夜勤(週1～2回程度)を予定しています。</li> </ul>
週休日等	4週8休制、年末年始(12月29日～1月3日)※シフト制勤務(土・日・祝の勤務あり)	4週12休制、年末年始(12月29日～1月3日)※シフト制勤務(土・日・祝の勤務あり)
休暇等	年次有給休暇20日、夏季休暇6日、育児休業、介護休暇等の各種特別休暇	年次有給休暇20日、夏季休暇5日、育児休業、介護休暇等の各種特別休暇

※ 別途、兵庫県電子申請共同運営システムから受験者の基本情報等を入力していただきます。

※ 入力方法等の詳細については、申込受付後にお渡しする説明文書をご確認ください。

## 6 申込手続

申込期間等	<p><u>2018年12月11日(火)から2019年1月7日(月)まで</u>            &lt;受付時間&gt;午前8時55分から午後5時40分まで            ※ 土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)は受付いたしません。            ※ <b>郵送の場合、2019年1月4日(金)必着</b>            ※ 郵送により申込みされる場合は、封筒の表に「職員採用試験申込書在中」と朱書きし、下記へ郵送してください。            ※ 2019年1月5日(土)以降に到着したものについては、いかなる理由があっても受付できませんので、余裕をもって発送してください。            ※ 最終日は非常に混雑しますので、できるだけ早めに申込みをしてください。            ※ 郵送による申込みの場合は、受付後、受験票等を送付します。            試験日の3日前までに受験票等が到着しない場合は、下記まで連絡してください。</p>
申込書類	<p>(1) 明石市職員採用試験申込書①、② [本市所定の様式]            (2) 職務経験等報告書 [本市所定の様式]            (3) 受験票 [本市所定の様式]            (4) 返信用封筒 (<b>郵送により申込む場合のみ</b>。長3サイズ(12cm×23.5cm)に返信先住所・宛名を明記し、8.2円切手を1枚貼り付けてください。)</p> <p>-----  <b>＜児童指導員＞</b>            (A) 任用資格確認票(児童指導員) [本市所定の様式]            (B) 社会福祉士、精神保健福祉士、学校教育法に規定する教諭(小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校のみ)の免許・資格を証する写し (<b>免許・資格を有する方のみ</b>)</p> <p><b>＜児童指導担当職員＞</b>            (夜間及び休日電話相談員担当、一時保護所生活指導担当、学習指導員担当)            (A) 看護師、保健師、保育士、幼稚園教諭、小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭、社会福祉士、臨床心理士、公認心理師、精神保健福祉士のいずれかの免許・資格を証する写し (<b>免許・資格を有する方のみ</b>)</p> <p>※ 複数の職種に申込む場合は、申込みを行う職種すべての必要書類を提出してください。ただし、同じ書類を重複して提出する必要はありません。</p>
申込方法	上記の申込書類を <b>直接持参</b> してください。ただし、遠方に居住しているなどやむを得ず受付期間内に直接持参できない場合に限り、郵送可とします。
申込場所	明石市役所 本庁舎4階 職員室(職員担当)
郵送先問合せ先	〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号 明石市総務局職員室(職員担当) 電話:078-918-5006 Mail:jinji@city.akashi.lg.jp Fax:078-918-5145 H P:https://www.city.akashi.lg.jp